平成２９年（フ）第９４７号
さいたま市西区三橋６丁目578番地１　県営大宮三橋西団地１―303
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２４号
さいたま市南区沼影１丁目33番23―203号
債務者　上東野隆征
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10034番地１　アスティナⅠ103
債務者　宮下　典久
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５６号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目１番46号　ラフィナート205
債務者　坂本　光男
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６８号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸2103番地157
債務者　小島　信男
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６９号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸2103番地157
債務者　小島理惠子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９８号
埼玉県新座市馬場３丁目５番30号
債務者　阿相真理恵
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３９号
さいたま市緑区大字大間木456番地１　グリーンヒル岡村203
債務者　岡本　紀亨
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
埼玉県越谷市南越谷４丁目８番地６　キャピタル新越谷802、旧住所埼玉県越谷市蒲生茜町16番地12　オーベル越谷蒲生弐番館402
債務者　大脊戸虎祐
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３９号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘３丁目19番３―103号　レオパレス21グランドゥールＢ
債務者　野澤　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６０号
相模原市中央区小町通１丁目４番６号　サンヒルズマンション202
債務者　平田あや香
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６５号
相模原市緑区橋本６丁目34番11号　プラシーボ北島205
債務者　小野寺友子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５０号
長野市大字小島344番地２　Ｅ号
債務者　笠井千代美（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目21番13号　コーポ後庵101号
債務者　内野　仁志
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目10番18号　ＭＳビル402号
債務者　坂上　賢太
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目７番10号　田畑アパート102号
債務者　平野　智子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３６８号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目６番22号
債務者　阿部　衣里
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで札幌地方裁判所民事第４部